

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出があったため、同条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定により公告し、縦覧に供します。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定により、この公告の日から4月以内に、市に意見書を提出することができます。

2018年（平成30年）5月30日

福山市長 枝 廣 直 幹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エディオン福山北店

所在地 福山市駅家町大字万能倉284

2 変更した事項

(1)大規模小売店舗の名称

（変更前）デオデオ福山北店

（変更後）エディオン福山北店

(2)大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿

（変更後）株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉

※(2)2010年（平成22年）10月1日に経営統合のため株式会社 エディオンへ承継

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

①（変更前）株式会社 デオデオ 代表取締役 友則和寿

（変更後）株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉

②（変更前）株式会社 エディオンWEST 代表取締役 久保允誉

（変更後）株式会社 エディオン 代表取締役 久保允誉

3 変更の年月日

(1)大規模小売店舗の名称

2012年（平成24年）10月1日

(2)大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

2009年（平成21年）10月1日

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者名称及び代表者の氏名

①2009年（平成21年）10月1日

②2010年（平成22年）10月1日

4 変更する理由

(1)大規模小売店舗の名称

大規模小売店舗の名称の変更のため

(2)大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

大規模小売店舗に設置する者の名称等の変更のため

(3)大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名

①大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等の変更のため

②大規模小売店舗において小売業を行う者の名称の変更のため

5 届出年月日

2018年（平成30年）5月11日

6 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

福山市経済環境局経済部産業振興課及び福山市総務局総務部情報管理課（市政情報室）

(2) 縦覧期間

2018年（平成30年）5月30日から同年10月1日まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

2018年（平成30年）10月1日

(2) 提出先

福山市経済環境局経済部産業振興課